

DII-8^番-S-1st

2021/10/09 郵送受

令和3年(つ)第3号

決 定

請求人 今井 豊

上記請求人から、寺田泰成を被疑者とする刑事訴訟法262条1項による付審判の請求があったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件請求を棄却する。

理 由

第1 本件請求の趣旨及び理由

1 本件請求の趣旨及び理由は、請求人作成の令和3年3月2日付け付審判請求書記載（以下「本件請求書」という。）のとおりであるが、要するに、請求人は、さきに前橋地方検察庁検察官寺田泰成を公務員職権濫用罪等で告訴したところ、前橋地方検察庁検察官は、同年2月26日、罪とならないことを理由として不起訴処分に付したが、この処分について不服であるから、前記事件を前橋地方裁判所の審判に付することを求めるというものである。

2 本件請求に係る被疑事実の要旨

被疑者寺田泰成は、前橋地方検察庁検事として検察官の職務に従事し、令和2年6月29日に提出された請求人作成の告訴状DIIに基づき、石井恵子に対する住居侵入、脅迫被疑事件、牧島秀夫及び不詳Vに対する犯人隠避、公務員職権濫用、脅迫被疑事件の事件捜査を行っていたものであるが、同年7月31日、同庁において、起訴の権限を故意に行使せず、前記各事件を不起訴処分に付すとともに、請求人に対して前記各事件に関する処分通知書3通を郵送し、同年8月1日、請求人に同通知書3通を受領させて請求人による告訴権の行使を妨害し、もってその職権を濫用して請求人の権利の行使を妨害した。

第2 当裁判所の判断

1 一件記録によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 請求人と石井恵子は、ともに、吉平上地区に居住する者であるところ、菩提寺の同地区の当時の世話人である石井は、平成29年4月29日及び同年8月15日、請求人の留守宅を訪れた際、同地区の慣習に従い、玄関扉を開けて土間に立ち入り、菩提寺からの配り物を居間の縁端に置いて、同人方を後にした（以下、同年4月29日の立入りを「本件第1立入り行為」及び同年8月15日の立入りを「本件第2立入り行為」という。）。なお、請求人は、石井が、平成30年1月10日にも、請求人の留守宅を訪れ、玄関扉を開けて土間に立ち入り、土間にあつたサンダルの片方を居間に放り上げた（以下「本件第3立入り行為」という。）などと主張するところ、石井はこの事実を否定しており、一件記録を全て精査しても、この事実を認めることはできない。
- (2) 群馬県沼田警察署警察官牧島秀夫及び不詳Vは、請求人から本件第2立入り行為について通報を受け、平成29年8月15日午後6時4分頃、請求人方に臨場した。請求人は、牧島警察官らに対し、留守中に石井が請求人方に立ち入り、領収証と会報を置いていった、留守宅への立入りは常識の無い行為であり、玄関扉に立入禁止の張り紙も貼ってある上に、石井の立入りは郵便局員による請求人への立入りを模倣したものあり、「いつでも不意を突けるのだ」という請求人に対する包囲網の意図の示唆であることなどからすれば、石井の行為は住居侵入罪及び脅迫罪に当たるから、現場検証を行ってほしいなどと申告した。牧島警察官らは、請求人に対し、請求人と同一地区に居住する石井が、世話人として届け物を置くという正当な理由のある行為であり、脅迫行為であるとも認められないため、事件性はないなどと伝えて、対応を終了した（以下「本件対応」という。）。
- (3) 請求人は、令和2年6月29日、「告訴状DⅡ」と題する書面を前橋地方検察庁に提出し、本件第1ないし第3立入り行為について、石井を住居侵入罪及び脅迫罪で、本件対応については、牧島警察官及び不詳Vが、石井を隠避

し、(2)の包囲網の組織力を誇示するなどして請求人に対し無言の脅迫をし、職権を濫用して請求人の適正な手続を受ける権利の行使を妨害するなどしたものであるとして、両名を犯人隠避罪、公務員職権濫用罪、脅迫罪で、それぞれ告訴した。

(4) 被疑者は、同年7月31日、本件第1ないし第3立入り行為については、時効完成又は嫌疑不十分を理由として、石井を不起訴処分とし、本件対応については、嫌疑がないことを理由として、牧島警察官及び不詳Vをそれぞれ不起訴処分とした（以下「本件各不起訴処分」という。）。

(5) 請求人は、同年8月1日、被疑者から、本件各不起訴処分に関する処分通知書3通を受領した。

2 以上の事実関係を基に検討する。

公務員職権濫用罪が成立するためには、法令上保護されるべき権利の具体的行使が妨げられることが必要であるところ、起訴、不起訴の決定が告訴人や被害者等に及ぼす影響等は、公益的立場からの公務員の決定による事実上の反射的な利益・不利益であるから、ここにいう権利には該当しないと解され（条解刑法（第4版）571頁、大コンメンタール刑法（第二版）10巻109頁等参照）、したがって、被疑者による本件各不起訴処分について同罪が成立しないことは明らかである。

また、不起訴処分時において、本件第1立入り行為は公訴時効が完成しており、前記1(1)の事実関係からすれば、本件第2立入り行為には正当な理由がないと認めるに足りる証拠がないため住居侵入罪は成立せず、脅迫罪の実行行為も存しないため、上記各行為に対する被疑者の不起訴処分はいずれも正当である。さらに、本件第3立入り行為については、これを認めるに足りる証拠がないのは前記1(1)で述べたとおりであり、これに対する被疑者の嫌疑不十分を理由とする不起訴処分は正当である。また、前記のとおり、罪とならないことが明らかである本件第2立入り行為について、牧島秀夫及び不詳Vが事件性を否

定して捜査権限を発動しなかった本件対応は正当であり、職権行使に仮託して実質的、具体的に違法、不当な行為をするという公務員職権濫用罪における職権の濫用に当たる余地はなく、犯人隠避罪や脅迫罪が成立しないのも明らかであるから、本件対応について、被疑者が、嫌疑がないことを理由として不起訴処分を下したことは正当である。したがって、正当である本件各不起訴処分に続く処分通知書3通の送付もまた、正当な職権行使であることは明らかである。

よって、被疑者の行為は罪とならない。

3 以上のとおり、本件請求は理由がないから、刑事訴訟法266条1号によりこれを棄却することとし、主文のとおり決定する。

令和3年10月7日

前橋地方裁判所刑事第1部

裁判長裁判官 水 上

周

裁判官 鈴木 麻奈美



裁判官 手嶋 悠生



これは謄本である。

同日同序

裁判所書記官 小林功

